

目 次

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

	頁
(日本財団助成事業)	
1. 海難防止等情報誌の発行・配布	1
(日本海事センター補助事業)	
2. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査	1
3. 入出港等航行援助業務に関する調査	1
4. 港湾計画の調査検討	2
5. 海難防止等調査研究団体連絡調整会議の開催	2
(一般事業)	
6. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催	3
7. 伊豆大島西方海域における安全対策の構築に関する調査研究	3
8. OZT による衝突危険評価等に関する調査研究	3

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)	
1. 「北極海航路ハンドブック」の作成	3
(一般事業)	
2. 海難及び海洋汚染事故・事件等に関する総合情報データベース整備	4

III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)	
1. 海上安全に関する国際情報収集活動	4
2. 海事の国際的動向に関する調査研究	7
(日本財団助成事業)	
3. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援	8
(地方公共団体（富山県）補助事業)	
4. 北西太平洋行動計画推進協力事業	8

IV 受託事業	9～11
---------	------

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

1. 海難防止等情報誌の発行・配布

海難事故の撲滅と海洋汚染の防止、さらには海事思想の普及と高揚には、広く海事関係者にとって有意義かつ必要な情報を適時、適切に発信・周知することが極めて有効であることから、当協会の情報誌「海と安全」について、毎号その時々々の社会ニーズに的確に対応した特集を組み、専門的に掘り下げた内容の情報誌として、また、その特集テーマ毎に効果的な配布先を検討しつつ、発行・配布した。

平成 27 年度の特集記事は次のとおり

- (1) 夏号(6月) 特集「小型船・プレジャーボートの海難防止対策」
- (2) 秋号(9月) 特集「大型台風に備えよ！」
- (3) 冬号(12月) 特集「入出港支援におけるコミュニケーション」
- (4) 春号(3月) 特集「船舶火災への対処と対策」

なお、夏号(「小型船・プレジャーボートの海難防止対策」)は日本海洋レジャー安全・振興協会、日本マリン事業協会、日本海事広報協会などの要請により、約620冊を追加送付し、プレジャーボートの講習会や各種ワークショップなどで活用され、冬号(「入出港支援におけるコミュニケーション」)は、船社から社内教育のための送付要請や海上自衛隊の隊内誌への転載要望に対応するなどにより、海難・海洋汚染防止思想の普及に努めた。

2. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査

我が国における沿岸海域及び主要湾内域では、航行船舶が輻輳すると共に、漁業操業が活発に行われており、こうした海域での安全確保を図っていくためには、海運関係者及び漁業関係者の安全確保、海域利用に関する相互理解の向上が重要である。特に、現場で運航・操業に従事している実務者にまで共通の認識を持つことが極めて重要であり、海運・水産両業界の関係者が関係官庁、学識経験者を交えて定期的に安全対策を協議する「海運・水産関係団体連絡協議会」を開催し、現場の実務関係者が広く共通の認識を持ちつつ、海上交通の安全確保のための海上交通環境に関する問題点及びその対策について調査・検討を行っているものである。

平成 24 年度～平成 26 年度の調査では、東京湾の漁業関係者を対象に AIS や国際 VHF の問題点や有効性に関する調査研究を行ってきた。

平成 27 年度は、他の海域(伊勢湾)や漁種を対象として、簡易型 AIS、AIS の警報装置、国際 VHF に関する調査を行った。

3. 入出港等航行援助業務に関する調査

本調査は、水先人連合会の要請に基づいて、我が国の港湾における水先業務に関する諸問題について調査を行い、船舶の航行の安全に資することを目的に実施しているものである。

平成 27 年度は、苫小牧港、鹿島港、清水港、和歌山下津港、博多港の 5 港の水先区内で発生した海難事故(平成 13 年～26 年の衝突・乗揚)について、AIS 地上局の記録データにより、当該海域における AIS 搭載船舶の航行状況を整理し、海難発生海域との関連性についての分析及び対象海域で発生した代表的な衝突・乗揚海難の事例に関する海難審判裁決録による調査分析を行うと共に、博多水先区の水先人に対するヒアリングを行い、博多港における水先業務に関する最近の状況等について調査した。また、最近の大型クルーズ客船の我が国への寄港の増加を踏まえ、大型クルーズ客船の寄港が急増している博多水先区の水先人からヒアリハット事例等についての調査を行った。

調査結果は、水先業務の参考資料として、関係先に送付・周知した。なお、平成 26 年度までに東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、関門海峡における同種の調査は終了している。

4. 港湾計画の調査検討

港湾管理者が策定した港湾計画について、国土交通省での「交通政策審議会港湾分科会」の審議に先立ち、海事関係者、学識経験者、関係官庁等から構成される日本海難防止協会に設置した「港湾専門委員会」において検討し、航行安全に関する意見の集約及び改訂計画等の事前の周知徹底を図るとともに、今後の港湾計画の改訂や変更計画の策定に資するために実施しているものである。なお、必要に応じて、現地調査や現地関係者の意見聴取を実施している。

平成 27 年度は、港湾専門委員会を 3 回開催し、12 港湾の港湾計画の改定及び一部変更についての調査検討を実施した。

- ① 1 回港湾専門委員会 (6 月 18 日) 3 港
石狩湾新港、八戸港、鹿児島港
- ② 2 回港湾専門委員会 (11 月 26 日) 2 港
名古屋港、北九州港
- ③ 3 回港湾専門委員会 (2 月 19 日) 7 港
博多港、細島港、横浜港、両津港、小木港、伏木富山港、佐世保港

5. 海難防止等調査研究団体連絡調整会議の開催

本事業は、各種海難の多発及び海上交通環境の変化に対応して、海難防止等の専門的調査及び啓蒙活動が重要視されている状況に鑑み、全国に展開する各海難防止団体、各小型船安全協会等が実施する事業に関する相互調整を緊密に図り、更に、海難防止等の周知・啓蒙及び調査活動等の技術情報の交換を行い、海難防止等事業の実効性の向上に資するため、全国の海難防止団体、小型船安全協会等 14 団体の関係者による連絡調整会議を年に 1 回開催し、海難防止等に関する調査研究及び周知・啓蒙活動等に係る相互調整及び情報交換を実施するものである。

平成 27 年度は、「平成 27 年度全国海難防止団体等連絡調整会議」を 11 月 9、10 日に、

横浜において開催した。

6. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対して、広く海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

このため、官民一体となって海難防止思想の普及活動に取り組み、海難の発生を防止することを目的に当協会が事務局となり「全国海難防止強調運動実行委員会」を開催し、全国的規模で同運動を展開しているものである。

平成 27 年度は、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」、「プレジャーボートの発航前点検の徹底」及び「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」を重点事項（26～28 年度）に同運動を全国で展開した。

なお、サブタイトルとして「海の事故ゼロキャンペーン」と銘打ち、運動を強力に推進した。

全国海難防止強調運動の期間中（7/16～7/31）、海上保安庁では、巡視船による体験航海などの行事を 442 箇所を実施し約 30 万人が参加、5,016 隻に訪船指導、海難防止講習会を 317 箇所を実施し約 17,500 人が受講した。当協会では、東京地下鉄株式会社の協力を得て、ポスターを東京メトロ全駅(160ヶ所)に掲示した。

7. 伊豆大島西方海域における安全対策の構築に関する調査研究

東京湾口の伊豆大島西方海域における AIS 搭載船舶の運航状況、漁業操業状況及び船舶海難の発生状況等进行分析・検討し、東西交通流を分離するための整流化方策(推薦航路案)を取りまとめると共に、汎用性を有する評価手法及び課題等についての調査研究を行った。

8. OZT(相手船による行動妨害ゾーン)による衝突危険評価等に関する調査研究

航行安全対策を検討する際に必要となる船舶の衝突の危険性の評価に関し、東京海洋大学と共同で、東京湾から伊豆半島沖までの海域における AIS データにより、新たに OZT による衝突危険評価法を用いて調査研究を行った。

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

1. 「北極海航路ハンドブック」の作成

近年、地球温暖化等に起因する北極海の氷の減少により、北極海航路を利用する船舶が急増し、世界の注目が集まっている。北極海の航行に際しては、砕氷船との随伴操船、海水の移動予測等、特別な技能や専門知識を必要とし、一度対応を誤れば、大規模な海洋汚染等の災害にもつながりかねないということで、北極航海経験の乏しい我が国商船隊に対して、北

極海の航行等に必要の実務的・網羅的な知識等の普及を図るとともに、国民に北極海航路についての理解を深めてもらい、北極海航路の持続可能な利用促進と北極海の環境保護に貢献することを目的に実施しているものである。

平成 27 年度は、船員や海事教育機関の学生等を主な対象とした北極海航路における航海実務及び操船実務等や海氷や砕氷・耐氷船の基本知識等に関する実務書「北極海航路ハンドブック実務編(上巻)」を作成・配布した。

また、昨年度に作成した入門書レベルの「ハンドブック」については、英訳し、当協会のホームページを通じ、外国人船員への普及も図った。

2. 海難及び海洋汚染事故・事件等に関する総合情報データベースの整備

海難及び海洋汚染事故の防止対策の策定、適切な事故処理への活用等に資することを目的に、これまでに発生した海難、油又は HNS（有害危険物）による海洋汚染事故、海難防止や海洋汚染防止に関連するトピックス（出来事・話題）等の事例、情報を収集整理するものである。

平成 27 年度は、平成 26 年度に引き続き、これまでに海難審判所が取扱った重大海難からデータベースを作成する作業を行った。

III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

1. 海上安全に関する国際情報収集活動

A. 欧州（ロンドン事務所）における諸活動

(1) 情報収集及び意見交換

- ① 国際海事機関(IMO)の各種委員会、小委員会等に出席し、海事の国際動向に関する情報及び資料の収集を実施するとともに、わが国の代表団を補佐し、我が国の意見の実現に努めた。
 - ・第68回海洋環境保護委員会（MEPC68）（5月11日～15日）
 - ・第95回海上安全委員会（MSC95）（6月3日～12日）
 - ・第29回IMO総会（Assembly 29）（11月30日～12月2日）
 - ・第3回汚染防止・対応小委員会（PPR3）（2月15日～19日）
 - ・第3回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR3）（2月29日～3月4日）
- ② 衛星による海洋状況把握に関するワークショップへの参加、英国をはじめとする欧州等の海事関係者との意見・情報交換等を通じて海上安全に係る最新の動向について情報収集等を行った。
 - ・IMO 関係者との意見・情報交換（海上保安分野に関する意見、情報交換）（9月21日 ロンドン）
 - ・IMO 総会出席者との意見・情報交換等（11月30～12月2日）
 - ・第6回 C-SIGMA(世界的海上動静把握のための宇宙における協力)セミナー（12月7日～8日 ロ

ンドン)

(2) 調査研究

- ・北極海の安全な利用に関する調査研究
- ・欧州の海事政策に関する調査
- ・海上保安の国際協力に関する調査
- ・英国の海上交通業務 (VTS) における災害時対応に関する調査

(3) 事業報告

- ・「北極海の安全な利用を巡る国際動向」
- ・「欧州の海事に関する政策動向」(「海と安全」に掲載)
- ・「第6回 C-SIGMA の概要報告」

B. アジア・太平洋地域(シンガポール連絡事務所)における諸活動

(1) 情報収集及び意見交換

① マラッカ・シンガポール海峡(以下、「マ・シ海峡」という。)航行援助施設基金に関して、関係会議に出席し、沿岸三国(シンガポール(海事港湾庁:MPA)、マレーシア(海事局)、インドネシア(海運総局))、国際海運団体関係者との情報収集、意見交換等を実施した。また、沿岸三国を含む東南アジア諸国の関係機関、関連民間機関等を訪問し、情報収集、意見交換等を実施した。

- ・第14回マ・シ海峡航行援助施設基金委員会(4月28~29日 シンガポール)
- ・第15回マ・シ海峡航行援助施設基金委員会(10月1~12日 シンガポール)
- ・第8回協力フォーラム(10月5~6日 シンガポール)
- ・第8回プロジェクト調整委員会会合(10月8日 シンガポール)
- ・第40回沿岸三国技術専門家会合(10月7~8日 シンガポール)
- ・インドネシア(海運総局)(4月15日ほか)
- ・マレーシア(海事局)(4月28日ほか)
- ・シンガポール(海事港湾庁)(4月28日ほか)
- ・インドネシア(在インドネシア日本国大使館等)(4月15日)
- ・スリランカ(沿岸警備隊等)(6月8~11日)

② 東南アジア地域で開催される以下のセミナー及びシンポジウム等に参加し、情報収集、意見交換等を実施した。

- ・ReCAAP-ISC Piracy & Sea Robbery Conference 2015(4月23日 シンガポール)
- ・シンガポール海事港湾庁主催・海上安全管理コース(5月28日 シンガポール)
- ・シンガポール National Maritime Safety at Sea 設立署名式(8月17日 シンガポール)
- ・シンガポール Maritime Safety Forum(8月19日 シンガポール)
- ・IMB 主催・海賊対策等に関する国際会議(9月14~15日 マレーシア)

- ・ ReCAAP Nautical Forum (1月12日 シンガポール)
- ・ ReCAAP 10th Anniversary Symposium 出席 (3月18日 シンガポール)
- ③ ミクロネシア地域における海上保能力向上のための支援活動について、ミクロネシア三国、米国、豪州政府関係者等との情報収集、意見交換、関係会議等を実施した。
 - ・ パラオ共和国政府関係者との意見情報交換 (4月8日ほか)
 - ・ ミクロネシア連邦政府関係者との意見・情報交換 (5月25日ほか)
 - ・ マーシャル諸島共和国政府関係者との意見・情報交換 (12月2日ほか)
 - ・ 日本政府関係者との意見・情報交換 (4月17日ほか)
 - ・ 米国政府関係者との意見・情報交換 (7月6日ほか)
 - ・ 豪州政府関係者との意見・情報交換 (8月13日ほか)
 - ・ 「パラオ共和国における海上保安能力の強化および環境配慮型ツーリズム推進のための官民国際会議」(2月26日 パラオ)
 - ・ パラオ海上法令執行部に対する海上保安能力強化プロジェクトに関する研修 (3月28日 パラオ)

(2) 調査研究

① マ・シ海峡関連

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全対策に係る沿岸三国と利用国・利用者との協力問題に関連し、2007年9月に開催されたIMOシンガポール会議において打ち出されたマラッカ・シンガポール海峡における国際的な協力枠組みである「協力メカニズム」のもとで実施される協力を促進するため、沿岸三国政府、国際海運団体及び船主協会等関係者との情報・意見交換等を行い、それぞれの関係者の現況、ニーズ及び問題点等の抽出・整理を行った。

基金委員会等関連の会合等に伴い、沿岸三国との打合せを緊密に行い、基金の現状及び動向の把握、これらの情報提供に努めた。

② ミクロネシア海上保安能力向上支援関連

ミクロネシアにおける海上保安能力向上支援の事業については、パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国の海上保安体制の強化について、現地海上保安機関のニーズ調査や支援策の調整等を行った。

また、パラオ共和国については「パラオ共和国における海上保安能力の強化および環境配慮型ツーリズム推進のための官民国際会議」の開催にあたり、パラオ及び日米豪政府関係者との調整等を行った。また、2015年2月に日本財団・笹川平和財団との間で「21世紀における日本ーパラオ海洋アライアンス」(MOU)が署名され、海上保安能力強化のための新たな支援を行うこととなった。支援内容は、40m型巡視船、小型パトロール艇、巡視船艇用岸壁及び海上法令執行部(DMLE)庁舎の供与並びに巡視船乗組員の確保・訓練となっている。この支援を具体的かつ円滑に推進するため、日米豪政府関係者、事業者等との意見交換、実地調査等を行った。

(3) 事業報告

① マラッカ・シンガポール海峡レポート 2015 (2014 年の連絡事務所の活動報告)

【主要内容】

- ・マ・シ海峡の協力メカニズムに関連するレポート
 - 第 14 回航行援助施設基金委員会
 - 第 8 回協力フォーラムの開催
 - 第 15 回航行援助施設基金委員会
 - ・海賊及び海上セキュリティに関連するレポート
 - 2015 年商工会議所国際会議局 (IMB) 海賊及び武装強盗事案レポートの概要
 - ・航行安全に関連するレポート
 - MEH (海洋電子ハイウェイ) に関連するレポート
 - 2015 年マ・シ海峡における通航船舶に関するレポート (船舶船位通報制度の統計に基づく分析)
 - ・マイクロネシア海上保安能力向上に関連するレポート
- ② Singapore Representative Office News (「SRO ニュース」の発信)
現地情報ソースから海上安全に関する情報を幅広く収集し、当協会の会員等関係者に「SRO ニュース」として発信している。

2. 海事の国際的動向に関する調査研究

A. 海上安全関係

(1) 委員会の開催

IMO の MSC95 及び NCSR3 において審議される議題に的確に対応するために委員会を開催し、対処方針を検討した。また、IMO の各委員会における審議概要を報告し、官民による意見交換を実施した。

- ・海事の国際的動向に関する調査研究委員会 (海上安全関係)

第 1 回 5 月 18 日 第 2 回 2 月 18 日

(2) 国際会議への出席・調査研究の実施等

下記の会議に出席して、政府代表を補佐するとともに、担当議題に関し、所定の対処方針に従い、我が国の意見の反映に努めた。また、会議全般の状況を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

- ・第 95 回海上安全委員会 (MSC95) (6 月 3 日～12 日)
- ・第 3 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR3) (2 月 29 日～3 月 4 日)

調査研究に関しては、「船舶動静把握の国際的動向」をテーマとして、北欧 (フィンランド、スウェーデン) における関係機関 (フィンランドは運輸庁、国境警備隊、船舶通航管制センター、スウェーデンはヨーテボリ港湾局、海難救助協会、船舶通航管制センター、合同救難調整センター) 10 月 11 日～18 日に個別訪問し、船舶動静把握に関する運用状況

を中心とした情報収集・意見交換を行った。

また、シンガポールで開催された「アジア太平洋地域大規模救助活動ワークショップ」に出席し、昨今、一般船舶の航行に多大な影響を及ぼしている地中海を經由し欧州への渡航を試みる移民への対応について、大規模な海難発生時の対応、現状問題点等に関する討議に加わり、関連情報の収集に努めた。

B. 海洋汚染防止関係

(1) 委員会の開催

MEPC68 及び PPR3 において審議される議題に的確に対応するために委員会を開催し、対処方針を検討した。また、同委員会において審議概要を報告し、官民による意見交換を実施した。

- ・ 海事の国際的動向に関する調査研究委員会（海洋汚染防止関係）

第 1 回 4 月 28 日 第 2 回 2 月 8 日

(2) 国際会議への出席・調査研究の実施等

下記の会議に出席して、政府代表を補佐するとともに、担当議題に関し、所定の対処方針に従い、我が国の意見の反映に務めた。また、会議全般の状況を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

- ・ 第 68 回海洋環境保護委員会（MEPC68）（5 月 11 日～15 日）
- ・ 第 3 回汚染防止・対応小委員会（PPR3）（2 月 15 日～19 日）

3. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援

平成 27 年度は、ミクロネシア 3 国（パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国）に供与した小型パトロール艇及び通信設備について、

- 1) 現地フォローアップ調査
- 2) 小型パトロール艇の定期整備、修理
- 3) 運航経費の支援
- 4) 研修（小型パトロール艇整備、操船、通信機器操作）

を実施するとともに、

小型パトロール艇（2 隻目）の供与（マーシャル諸島共和国）の追加支援を行った。

また、パラオ共和国に対し、40m 型中型巡視船の供与及び巡視船係留施設の建設という追加支援を行った。

4. 北西太平洋行動計画推進協力事業（NOWPAP）

本事業は、日本海を取り巻く日本・中国・韓国・ロシアの 4 カ国による国際連合環境計画（UNEP）の地域計画の一つである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の実施機関（国連出先機関）として富山県に設置された富山調整事務所（地域調整ユニット（RCU）富山）への

支援を行った。

また、当協会は日本海を取り巻く国際連合環境計画の枠組みに関する情報の収集を行い、RCU 富山事務所への支援を行うことにより、日本海の環境保全に寄与した。

IV 受託事業

国土交通省、海上保安庁、独立行政法人、地方公共団体、民間企業から受託した次の15件の事業を実施した。

(国土交通省)

(1) 新形式LNG運搬船に係る入出港時の安全性評価手法の検討調査検討 (海事局)

LNGを輸送する新形式船などが安全かつ円滑に入出港できるように、各港の航行安全・海上防災対策の基礎となる共通的な安全性の評価手法について調査検討を行い、これらの船舶に係る安全対策評価ガイドラインを策定した。

(2) 小名浜港における船舶航行安全対策の検討 (東北地方整備局)

小名浜港の東港地区航路・泊地(-18m)の浚渫工事に関して、入出港船舶に必要となる航行安全対策の策定を行った。

(海上保安庁)

(3) 港則法危険物の選定に関する調査検討

「国際海上危険物規程」(IMDGコード)及び「国際バルクケミカルコード」(IBCコード)の改正に伴い、港則法に基づき新たに規制すべき危険物の選定等を行った。

(4) 東京湾における管制一元化に係る調査・研究

船舶交通の効率化・安全性の確保と大規模災害発生時の安全かつ円滑な避難と被害の極小化のために東京湾海上交通センターと東京湾内の港内交通管制室(4箇所)とを統合し、東京湾内の船舶を港内から湾外まで一元的に管制する体制を構築するべく、新しい管制システムによる災害時及び平時の運用シミュレーションを行い、船舶交通の安全性及び効率性の向上に係る効果を検証するとともに、災害時における避難海域への誘導方法、平時における安全・効率的な整流方法、海事関係者との調整方法等の業務処理手順に係る調査研究を行った。

(5) 船舶交通管理に関する調査・研究

船舶交通の管理に関する新たな施策の策定に資することを目的に、海上以外の航空及び道路の各モードの政策担当者及び学識経験者から、各モードの政策、研究課題等を聴取するなどして、次の海上交通安全政策につながるものが期待できる課題等の調査を行い、それを参考に今後の船舶交通管理のあり方について調査・研究を行った。

(6) AIS解析業務

伊勢湾及び大阪湾における1ヶ月間の通航船舶のAISデータを使用して、伊勢湾・大阪湾の入出港所要時間の解析を取り纏めた。

(独立行政法人)

(7) ベトナム国海上保安分野に係る情報収集・確認調査 (国際協力機構：JICA)

ベトナム国の海上警察、海運総局 (ベトナム海上捜索救助調整センター)、国家捜索救助委員会、水産総局、税関総局及び国境警備隊の現状調査を行い、ベトナム国の海上保安体制整備の方向性の調査を行った。

(8) スリランカ国海上保安能力向上に関する調査 (国際協力機構：JICA)

スリランカ政府は、同国の海上保安体制を担うスリランカ沿岸警備庁の能力強化に努めており、同国の海上保安体制強化のための調査を行った。

(9) 沿岸域環境情報マップの作成 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構：JOGMEC)

国家石油備蓄基地(白島・久慈)に関して、万が一、油流出油事故が発生した場合に備えて、発生した場合に、迅速、かつ、的確な防除活動を実施し、油流出事故による被害を局限化するため、周辺地域の生態系、水産資源、海岸線利用状況等に関する情報を示す「沿岸域環境情報マップ」を作成した。

(地方公共団体)

(10) 北西太平洋地域での海洋環境保全に係る国際協力に関する調査研究 (富山県)

富山県による海洋環境保全の取り組みのため、海洋汚染防止のための国内外における規制と措置に関する基礎的な事項について調査を行った、

(11) 気仙沼港津波復興拠点整備事業に係る船舶航行安全対策 (宮城県気仙沼市)

東日本大震災を踏まえ、気仙沼市における「造船機能」及び「燃油供給機能」を津波災害時においても維持するために、津波対応型造船施設等の建設用地を造成して、施設を移転させることにより、水産関連産業の早急な災害復旧・復興体制を構築する計画に関して、「津波対応型造船施設等」の船舶の入出港操船及び係留の安全性し、船舶航行安全対策を策定する。

(民間企業)

(12) 浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業に係る船舶航行安全対策調査

7MW級実験設備の小名浜港内における風車組立作業に伴う各種工事作業、小名浜港内からの引き出し作業および現場海域での設置及び5MW級実験設備のアンカーチェーン等の敷設工事等に関する航行安全対策を検討・策定した。

(13) 気仙沼港横断橋（仮称）に係る船舶航行安全対策調査（その１、その２）

気仙沼湾を横断する「気仙沼湾横断橋（仮称）」（以下、橋梁という。）を建設する計画があり、橋梁の完成後及び建設工事中の船舶航行安全対策を策定した。

(14) 次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究に係る船舶航行安全対策調査

北九州の沖合海域で計画されている次世代浮体式風力発電施設のフィジビリティ・スタディを行い、WF 発電施設の設置海域における船舶航行安全上の問題点を抽出するなどし、WF 設置予定海域付近における航行環境を調査した。